



香川県信用保証協会 **REPORT** 2019



共に歩んで **70** YEARS
これからも良きパートナーに



© 光プロダクション

INDEX

ごあいさつ	1頁
プロフィール	2頁
信用保証のしくみ	3頁
信用保証の内容	4頁
保証制度のご案内	6頁
2018年度のとりくみ	10頁
2018年度事業報告	14頁
第5次中期事業計画(2018年度～2020年度)(要約)	23頁
2019年度経営計画(要約)	24頁
コンプライアンス	26頁
個人情報保護	27頁
役員・組織図	28頁

シンボルマーク



香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした活き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

ごあいさつ



香川県信用保証協会
会長 天雲 俊夫

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2019」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

県内景気は全体として回復傾向にあるものの、人手不足問題が深刻化する中で、多くの中小企業・小規模事業者が返済緩和の継続を余儀なくされる厳しい経営環境が続いています。

本年5月から「平成」から「令和」の時代になりました。新元号「令和」には、「厳しい寒さの後、春の訪れを告げ見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が、明日の希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができるような時代にしたい。」という期待が込められているとのこと。

当協会におきましても、近年、保証環境が大変厳しい状況にあります。 「中小企業・小規模事業者の皆さんに元気になっていただくことなくして、地域が元気になることにつながらない」という考えを基本とし、引き続き、個々の企業ニーズに応じた支援に全力で取り組んでまいらなければなりません。

創立70年を迎え、改めて、私どもに課せられた役割の重さに思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指して、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

プロフィール

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

プロフィール (2019年3月31日現在)

名称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年9月21日
業務開始年月日	1949年10月1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月1日 法律第264号)
基本財産	143億円
保証先企業数	6,647企業
保証債務残高件数	11,050件
金額	69,966百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役員数	55名

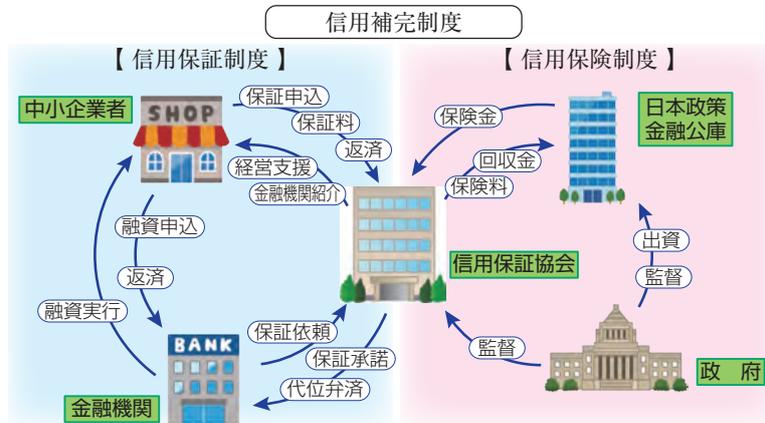
沿革

1949年	9月	財団法人香川県信用保証協会設立認可
	同月	財団法人香川県信用保証協会設立登記
	10月	高松市六番町31番地にて業務開始
1950年	4月	高松市五番町4番地-1へ事務所移転
1953年	8月	信用保証協会法公布・施行
1954年	10月	信用保証協会法に基づき組織変更認可
	同月	香川県信用保証協会として組織変更登記
1967年	11月	香川県中小企業センターへ事務所移転(高松市丸の内2番地-3)
1986年	4月	香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転(高松市福岡町2丁目2-2)

信用保証のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。

保証申込 中小企業者は取引金融機関、もしくは保証協会へ申込を行います。

保証承諾 保証協会は申込内容について検討し、承諾した場合、金融機関へ信用保証書を交付します。

融資実行 信用保証書に基づき、金融機関は融資を実行します。
保証協会は中小企業者から、信用保証料を頂きます。

返済 中小企業者は返済条件に基づき、金融機関へ返済を行います。

..... 仮に返済が出来なくなった場合

代位弁済 保証協会は、中小企業者に代わって金融機関へ弁済を行います。

返済 保証協会は、中小企業者から返済を受けます。

信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

保険料支払 保証協会は日本政策金融公庫へ保険料を支払い、日本政策金融公庫は保証協会の保証について保険を引き受けます。

保険金支払 日本政策金融公庫は、保証協会が金融機関へ代位弁済を行った際に、代位弁済元本の約80%の保険金を保証協会へ支払います。

回収金納付 保証協会が中小企業者から返済を受けた際に、保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金の納付を行います。

信用保証の内容

ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業(※)	3億円以下	300人以下
旅館業(※)	5千万円以下	200人以下
上記業種以外(製造業・建設業・運輸業等)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(※) (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

(※) 特定非営利活動法人(NPO法人)を除く

(2) 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

(3) 所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

保証の内容

(1) 保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円(組合の場合4億8千万円)となりますが、このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

(3) 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

(4) 担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

信用保証料

保証協会の保証を受けた中小企業者は、信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

(1) 信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。

※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

(2) 中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3) 信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合(根保証を含む)

貸付金額 × 保証料率(年率) × 保証期間

② 返済方法が均等分割返済の場合

貸付金額 × 保証料率(年率) × 分割係数(※) × 保証期間

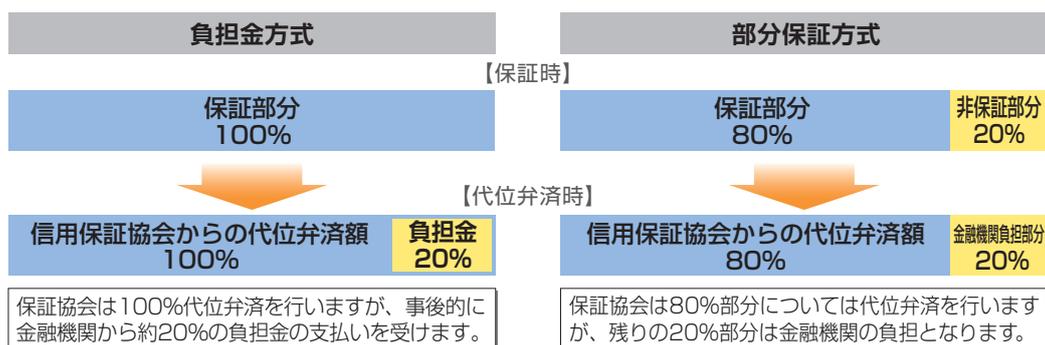
(※) 分割係数表

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

責任共有制度

責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。



保証制度のご案内

ニーズ別保証制度一覧

保証制度名	概要	限度額	保証期間
簡易迅速な要件対応型の独自保証制度			
ニューアシスト保証	業況及び財務内容に特段の問題がなく、信用保証協会の保証付き融資の残高がない方	3,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内
パワーアップ保証	成長が見込まれ、リピート資金が必要な中小企業者の方	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 10年以内 設備 15年以内
コラボさめき保証	金融機関からの継続的な支援が見込める中小企業者の方（プロパー協調）	(CRD 区分7以上) 1億6,000万円 (CRD 区分6以下) 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 10年以内 設備 15年以内
ステップアップ保証	長期資金が必要な小規模な中小企業者の方	1,000万円	10年以内
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした小規模な中小企業者の方	500万円	1年間又は2年間
新規に事業を始められる方			
創業関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む。）	2,000万円	10年以内
創業等関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む。）	1,500万円 (ただし、開業前については自己資金の範囲内)	10年以内
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	2,000万円 (ただし、開業前については自己資金の範囲内)
	開業プランサポートタイプ	(公財)かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき、県内で新たに事業を開始しようとする方	2,000万円 (ただし、開業に必要な資金の80%以内)
【丸亀市制度】 丸亀市新風融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	700万円	5年以内
小規模事業者の方			
ニューアシストS保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	10年以内
小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内
			7年超 10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

資金用途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転 資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転 資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.45%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.50%	0.58									対象外	丸亀市の保証料及び利 子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.50									対象外	
		0.30(セーフティネット保証)										
運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60(セーフティネット保証)										
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60(セーフティネット保証)										
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び利 子補給あり
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)										
運転資金 設備資金	1.80%	0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	保証料及び利子補給の 有無は市町の定めると ころによる
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
運転資金 設備資金	1.80%	0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)										

保証制度名	概要	限度額	保証期間
一般的な事業資金が必要な方			
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	運転 5年以内 設備 10年以内
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1年以内
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内
			7年超 10年以内
資金の反復・継続利用が必要な方			
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は 2年間
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は 2年間
経営者保証を不要とする保証制度			
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
インバウンドビジネスの誘致・推進に資する保証制度			
インバウンドビジネス推進保証	インバウンド(訪日外国人旅行者)の誘致・推進による新たなビジネスチャンスを創造・活用し、かつ、「インバウンドビジネス推進計画書兼推薦書」を提出できる方	8,000万円	10年以内
瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度			
ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方			
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 5年以内 運転 7年以内 設備 7年以内
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内

資金用途	貸付利率	保証料率(%)									責任共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75(5号又は7～8号)									対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85(1～4号又は6号)									対象外	
運転資金 設備資金	1.80% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.70% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	

運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	「インバウンドビジネス 推進計画書兼推薦 書」が必要
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	----------------------------------

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち 観光推進機構が発行し た推薦書が必要
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	-------------------------------------

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	対象	保証付きの既往借入金 を借換える場合は保証 期間10年以内
		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象	事業再生計画に従って 設立される法人も対象
		1.00									対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	0.80									対象	「経営改善計画」に従っ て設立される法人も対 象
		1.00									対象外	

2018年度のとりのくみ

感謝状贈呈式

2017年度、保証推進に積極的に取り組んでいただいた金融機関40店舗様に対して、感謝状を贈呈しました。



金融機関との連携強化

金融機関の若手職員の方々に信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、保証協会業務講座を開催しました。

また、金融機関との研修会や勉強会を個別に行い連携強化に努めました(延べ出席店舗87カ店、出席者数145人)。



大学院での講義

香川大学大学院地域マネジメント研究科で当協会会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。



事業承継支援研修会

中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーター榎並忠樹氏をお招きし、事業承継支援に関する内部研修を実施しました。



創業支援における連携

商工関係団体が主催する創業セミナーに当協会職員を派遣して、創業に関して講義を行いました。



インバウンドセミナーの開催

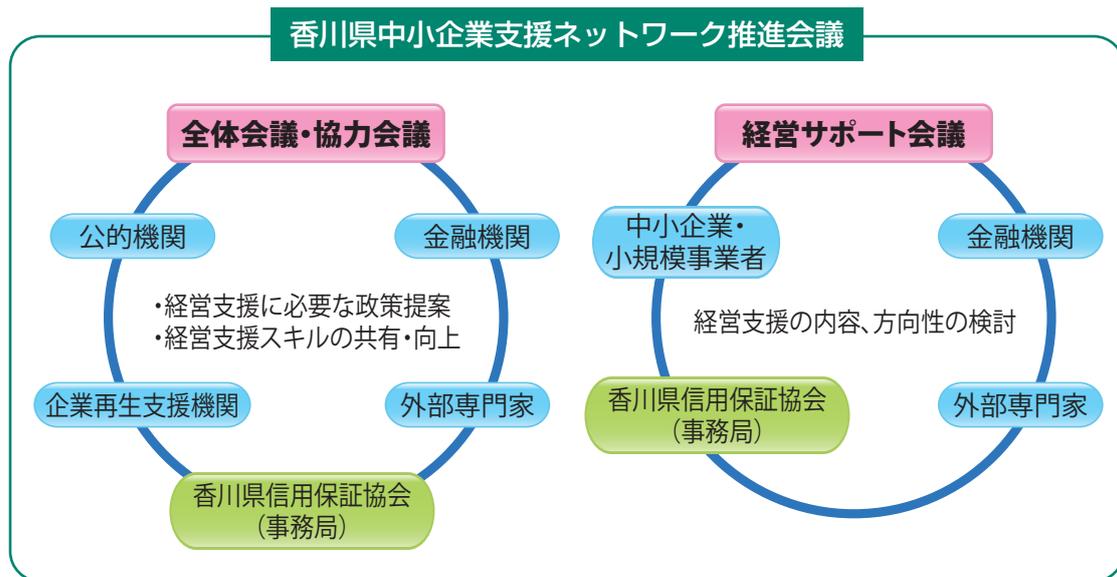
当協会など産業支援機関と香川県観光協会は、高松市内で「インバウンドセミナー」を開催しました。セミナー終了後には、講師と当協会職員が観光プログラムの開発や民泊・農泊の創業希望者などに個別相談会を行いました。



香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

県内の中小企業・小規模事業者に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、地域金融機関、政府系金融機関、企業再生支援機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図るため「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」が設置されています。

当協会が「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」の事務局となり、運営方針の決定や行政機関に対して経営支援に必要な政策提案などを行うための「全体会議」、運営面における実務的な協議や会員相互間の情報共有を図るための「協力会議」、中小企業・小規模事業者ごとに経営支援の方向性や内容等を検討するための「個別会議（経営サポート会議）」を開催しています。

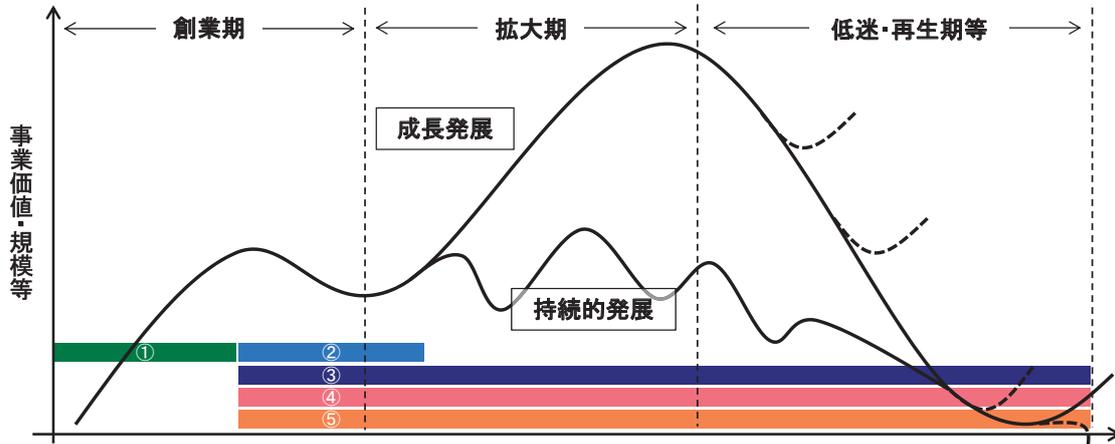


経営支援等対策費補助事業

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や、創業者などに対し、国の「信用保証協会 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した経営支援を行っています。

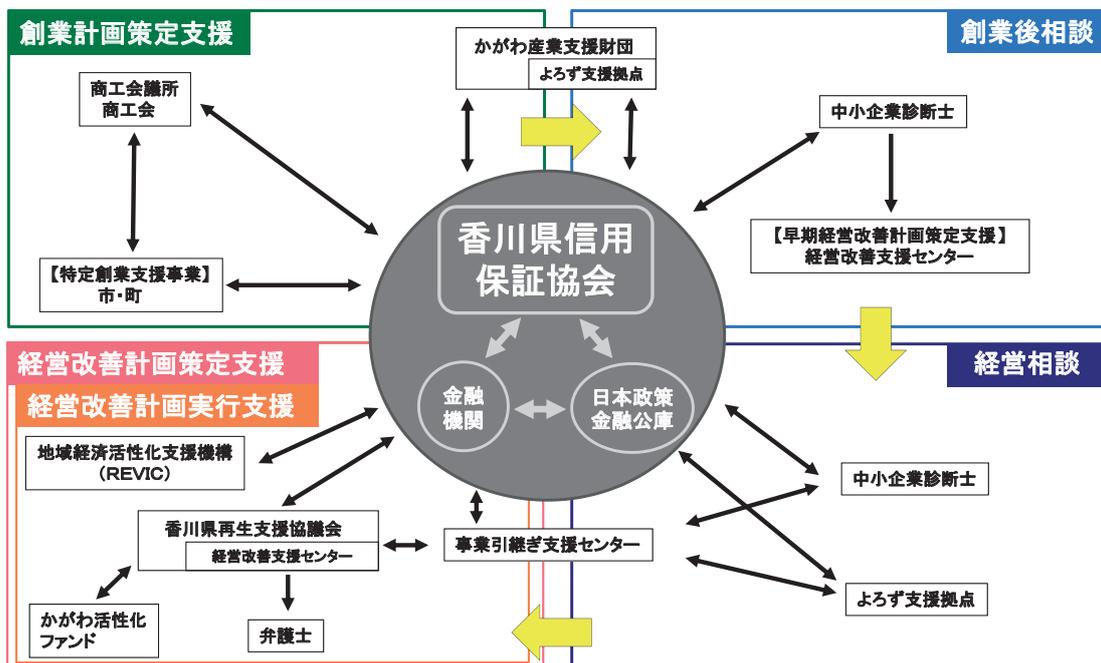
また、地域経済の活性化に向けた創業支援について、安定経営に移行するまでの経営支援も含めて取り組むことも目的としています。

【ライフステージに応じた経営支援】



①創業計画策定支援 ・創業しようとする方や創業後まもない方が対象 ・税理士等の専門家による創業計画策定支援を行う ・保証付融資を利用する場合は策定支援費用は無料	②創業後相談 ・保証付融資をご利用いただいている、創業後概ね5年以内の事業者が対象 ・中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした、無料の経営相談	③経営相談 ・保証付融資をご利用いただいている事業者（又は、ご利用見込みの事業者）が対象 ・中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした、無料の経営相談
④経営改善計画策定支援 ・保証付融資をご利用いただいている事業者（又は、ご利用見込みの事業者）が対象 ・3分の1の費用負担で、中小企業診断士の専門家による経営改善計画策定支援を行う ・具体的な経営支援（事業計画策定、経営力向上、事業承継） ※緩和する場合は、経営サポート会議（バンクミーティング）を開催し、全行同意を得る		⑤経営改善計画実行支援 ・経営改善計画策定支援を利用して策定した計画の実行支援が必要な事業者が対象 ・3分の1の費用負担で、中小企業診断士の専門家による計画の修正計画策定やモニタリング等支援を行う

【経営支援体制と連携イメージ】



2018年度事業報告

年度事業概況

・保証承諾

償還された保証債務の再申込が低調に推移したこと等により、245億80百万円（対前年度比92.7%、対計画比84.8%）となりました。

・保証債務残高

699億66百万円（対前年度比92.4%、対計画比96.6%）となりました。

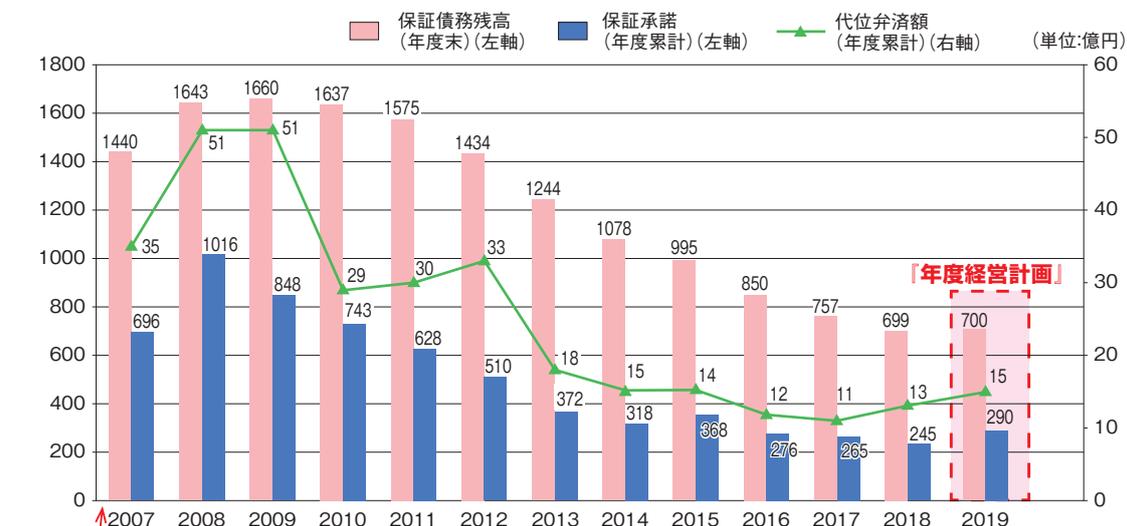
・代位弁済

大口の案件もあり、13億49百万円（対前年度比120.94%、対計画比99.9%）となりました。

・実際回収

無担保及び第三者保証人がいない代位弁済案件増加により回収環境が悪化しており、3億94百万円（対前年度比76.1%、対計画比98.4%）となりました。

【年度別事業概況及び計画数値】



保証先数 (年度末)	10,568	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356	7,915	7,399	6,957	6,647
------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

リーマンショック

緊急保証制度 (2008.10~2011.3)

金融円滑化法 施行 (2009.12~2013.3)

(参考) 返済緩和先 (年度末)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
保証債務残高	22,164百万円	21,568百万円	19,909百万円	17,203百万円	14,849百万円	13,725百万円
保証先件数	1,001社	970社	900社	825社	727社	693社

保証承諾

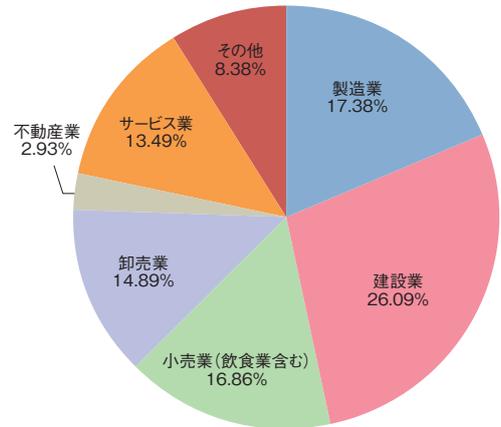
○業種別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	485	5,343	415	4,966	377	4,271
建設業	781	6,934	821	7,462	734	6,413
小売業(飲食業含む)	628	4,511	594	4,182	533	4,143
卸売業	341	3,887	310	3,439	289	3,660
不動産業	69	613	76	740	82	720
サービス業	446	3,781	395	3,404	389	3,315
その他	174	2,552	171	2,323	140	2,059
合計	2,924	27,622	2,782	26,506	2,544	24,580

【2018年度グラフ】

構成比(金額)

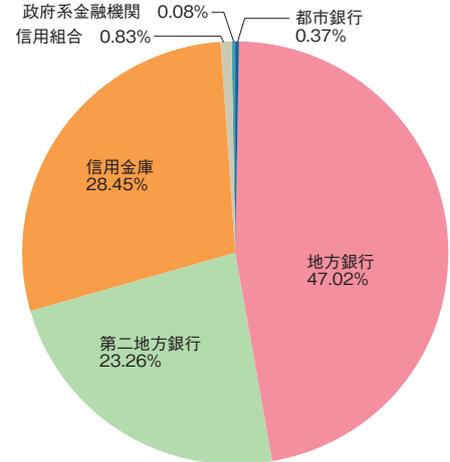


○金融機関別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	12	294	5	42	6	90
地方銀行	1,592	14,558	1,344	12,894	1,189	11,557
第二地銀	560	5,319	673	6,354	554	5,718
信用金庫	658	6,425	688	6,915	737	6,992
信用組合	69	313	71	289	56	203
政府系金融機関	33	713	1	12	2	20
合計	2,924	27,622	2,782	26,506	2,544	24,580

構成比(金額)

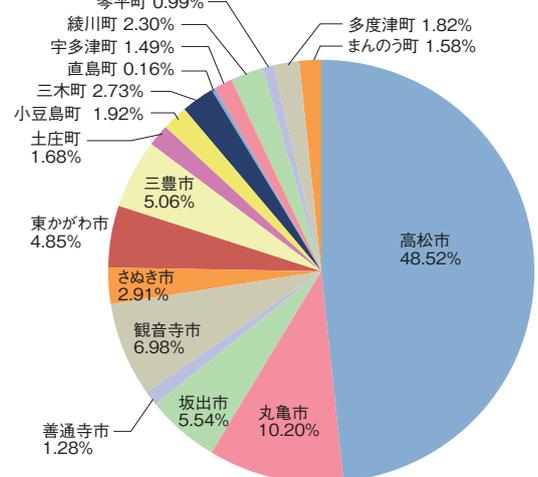


○地域別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,241	12,079	1,304	12,880	1,214	11,925
丸亀市	319	2,786	266	2,706	246	2,506
坂出市	180	1,751	114	1,211	126	1,361
善通寺市	60	602	55	377	47	315
観音寺市	256	2,375	202	1,802	198	1,716
さぬき市	126	1,195	146	1,195	100	715
東かがわ市	114	1,165	94	972	91	1,193
三豊市	189	1,569	185	1,743	130	1,243
土庄町	47	551	46	541	41	412
小豆島町	73	765	61	469	52	472
三木町	64	565	77	612	74	671
直島町	6	93	5	80	3	40
宇多津町	61	514	56	546	51	366
綾川町	66	528	57	426	60	565
琴平町	27	284	38	395	29	244
多度津町	63	474	45	261	59	447
まんのう町	32	325	31	291	23	389
合計	2,924	27,622	2,782	26,506	2,544	24,580

構成比(金額)



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

保証債務残高

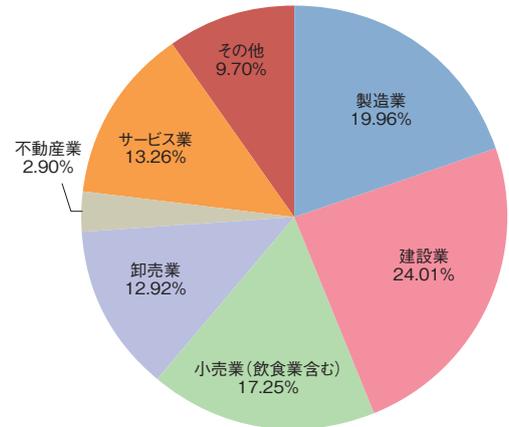
○業種別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,382	18,370	2,073	15,683	1,857	13,962
建設業	3,233	19,168	2,970	17,634	2,846	16,797
小売業(飲食業含む)	2,719	14,185	2,502	12,879	2,328	12,070
卸売業	1,612	11,616	1,409	10,051	1,228	9,043
不動産業	295	2,166	281	2,017	281	2,026
サービス業	2,009	11,216	1,832	9,856	1,730	9,279
その他	975	8,327	860	7,630	780	6,789
合計	13,225	85,048	11,927	75,750	11,050	69,966

【2018年度グラフ】

構成比(金額)

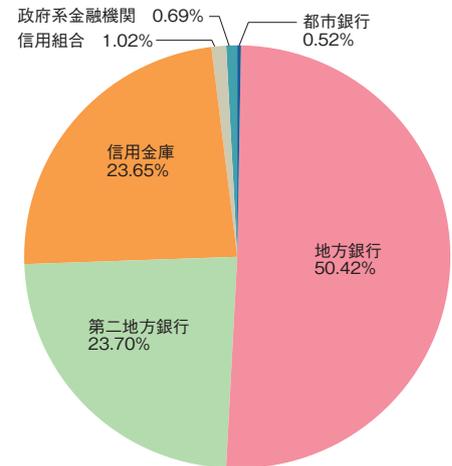


○金融機関別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	56	767	48	524	32	365
地方銀行	6,680	44,531	5,956	38,939	5,477	35,274
第二地銀	3,145	19,819	2,849	17,965	2,581	16,584
信用金庫	2,880	17,988	2,669	16,824	2,602	16,550
信用組合	375	973	334	823	297	711
政府系金融機関	89	970	71	676	61	482
合計	13,225	85,048	11,927	75,750	11,050	69,966

構成比(金額)

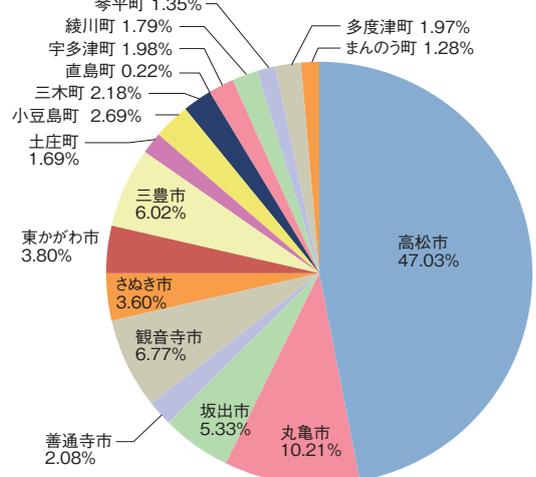


○地域別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	5,687	37,704	5,260	34,752	5,033	32,905
丸亀市	1,413	8,904	1,257	7,822	1,163	7,146
坂出市	820	5,310	681	4,355	577	3,732
善通寺市	331	1,984	286	1,695	248	1,452
観音寺市	1,009	6,306	913	5,403	765	4,739
さぬき市	587	3,257	501	2,858	457	2,519
東かがわ市	470	3,131	430	2,759	395	2,660
三豊市	903	5,714	788	4,928	690	4,214
土庄町	237	1,559	215	1,360	184	1,185
小豆島町	339	2,546	301	2,070	280	1,879
三木町	272	1,500	259	1,502	261	1,522
直島町	38	197	26	191	21	153
宇多津町	234	1,510	211	1,436	209	1,385
綾川町	285	1,566	249	1,249	239	1,251
琴平町	189	1,336	161	1,111	147	948
多度津町	242	1,537	236	1,404	234	1,378
まんのう町	169	986	153	853	147	899
合計	13,225	85,048	11,927	75,750	11,050	69,966

構成比(金額)



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

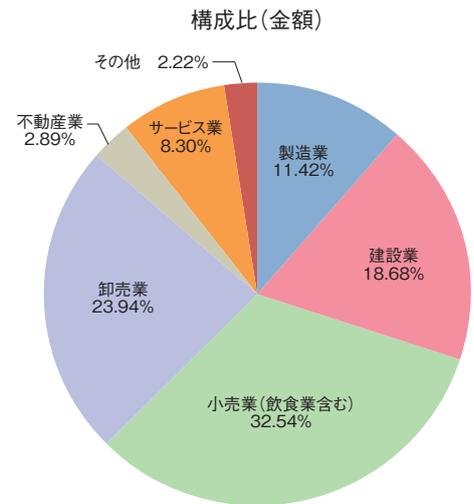
代位弁済

○業種別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	38	338	20	187	24	154
建設業	24	139	45	268	37	252
小売業(飲食業含む)	26	121	60	349	62	439
卸売業	33	189	21	131	49	323
不動産業	1	71	0	0	7	39
サービス業	19	153	27	175	28	112
その他	20	217	3	5	3	30
合計	161	1,229	176	1,115	210	1,349

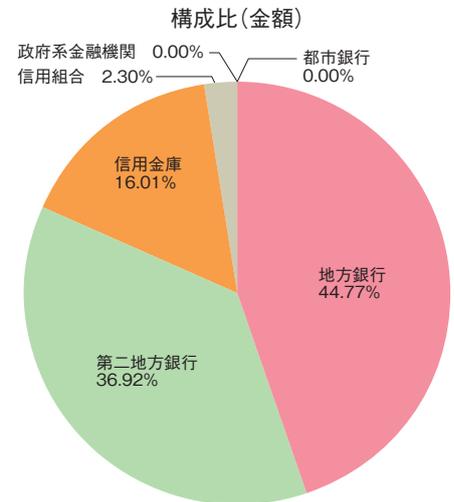
【2018年度グラフ】



○金融機関別

(単位：百万円)

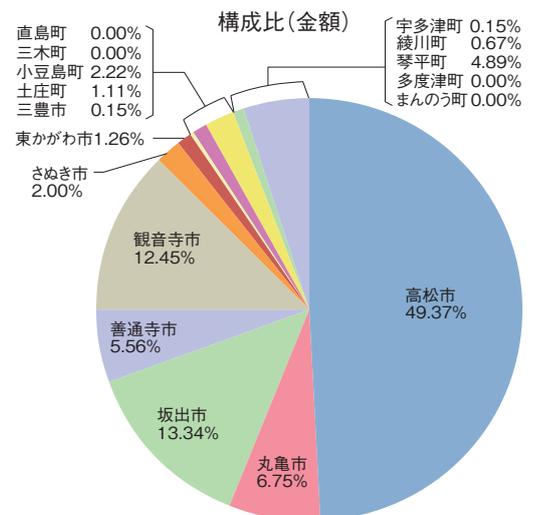
	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	1	40	0	0	0	0
地方銀行	69	667	68	654	73	604
第二地銀	44	268	51	217	71	498
信用金庫	37	188	47	209	54	216
信用組合	9	47	10	34	12	31
政府系金融機関	1	19	0	0	0	0
合計	161	1,229	176	1,115	210	1,349



○地域別

(単位：百万円)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	70	679	4	558	95	666
丸亀市	14	62	7	97	22	91
坂出市	3	17	0	119	20	180
普通寺市	14	82	2	2	11	75
観音寺市	17	129	1	25	31	168
さぬき市	13	120	0	167	4	27
東かがわ市	2	6	3	22	4	17
三豊市	2	16	6	38	2	2
土庄町	12	73	2	0	4	15
小豆島町	2	1	1	29	5	30
三木町	2	1	1	2	0	0
直島町	0	0	4	0	0	0
宇多津町	0	0	7	11	1	2
綾川町	2	8	0	21	3	9
琴平町	2	12	2	3	8	66
多度津町	3	10	1	10	0	0
まんのう町	3	11	0	11	0	0
合計	161	1,229	176	1,115	210	1,349



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	64,667	基本財産	14,292,217,798
預け金	4,392,454,176	基金	6,282,295,620
有価証券	15,859,341,000	基金準備金	8,009,922,178
その他有価証券	9,187,527	制度改革促進基金	178,780,612
動産・不動産	187,891,397	収支差額変動準備金	4,050,932,580
保証債務見返	69,965,611,810	責任準備金	420,143,671
求償権	327,300,461	求償権償却準備金	102,576,167
雑勘定	291,390,617	退職給与引当金	383,823,768
内、未経過保険料	190,643,418	損失補償金	0
		保証債務	69,965,611,810
		求償権補てん金	0
		雑勘定	1,639,155,249
		内、未経過保証料	1,602,161,716
合 計	91,033,241,655	合 計	91,033,241,655

○貸借対照表用語説明

・求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
・未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
・基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
・収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立えています。
・未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

○収支計算書用語説明

・保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
・信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
・責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
・責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
・求償権補てん金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金を計上しています。
・求償権償却	年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
・責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合に備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立えています。
・求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見もって一定の割合を積み立えています。
・当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

収支計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日) (単位：円)

科 目	金 額
経常収入	1,112,581,061
保証料	739,877,053
預け金利息	55,332
有価証券利息配当金	248,358,256
損害金	8,138,693
事務補助金	26,483,894
責任共有負担金	76,439,000
雑収入	13,228,833
経常支出	1,059,281,844
業務費	617,374,480
借入金利息	0
信用保険料	436,111,076
責任共有負担金納付金	0
雑支出	5,796,288
経常収支差額	53,299,217
経常外収入	1,842,571,229
償却求償権回収金	61,685,185
責任準備金戻入	454,499,571
求償権償却準備金戻入	67,106,823
求償権補てん金戻入	1,258,853,506
その他収入	426,144
経常外支出	1,845,260,360
求償権償却	1,314,818,605
雑勘定償却	5,987,170
退職金	0
責任準備金繰入	420,143,671
求償権償却準備金繰入	102,576,167
その他支出	1,734,747
経常外収支差額	-2,689,131
制度改革促進基金取崩額	16,045,291
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	66,655,377
収支差額変動準備金繰入額	33,327,688
基本財産繰入額	33,327,689

資金計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日) (単位：円)

	金 額
I . 事業活動による収支	-767,982
業務収支	406,733,508
信用保証収支	-258,382,196
保証料	+ 696,727,018
回収(元損)	+ 393,674,509
代位弁済(元利)	- 1,348,783,723
信用保険収支	525,477,932
信用保険料	- 417,142,388
保険金・保険金納付金	+ 942,620,320
損失補償・責任共有負担金等収支	139,637,772
損失補償補てん金・損失補償納付金	+ 36,698,760
責任共有負担金・負担金納付金	+ 76,439,000
基金補助金・事務補助金等	+ 26,500,012
総務収支	-407,501,490
業務費・退職金支払	- 660,396,124
運用収入	+ 248,756,706
その他収入・支出	+ 4,137,928
II . 投資活動による収支	4,545,961
厚生基金の増減	- 10,168,000
動産・不動産の増減	- 5,622,039
III . 財務活動による収支	0
借入金の増減	+ 0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+ 0
IV . 流動資産の増減額	3,777,979
流動資産の期首残高	20,257,269,391
現金・預け金	4,488,032,889
有価証券	15,769,236,502
流動資産の期末残高	20,261,047,370
現金・預け金	4,392,518,843
有価証券	15,868,528,527

2018年度 年度経営計画の評価(要約)

■業務運営方針

2018年4月施行の信用補完制度の改正内容を踏まえ、引き続き「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本として、中小企業の目線に立ち、金融機関との対話を通じて、金融機関とともに金融・経営支援を推し進めた。

また、国の動向を踏まえながら地方公共団体と地公体制度について協議を重ねるとともに、地域経済活性化のために、金融機関及び経営支援機関等との連携・協調を図りながら以下についての取組を進めた。

I 企業実態に応じた支援

金融機関との適切なリスク分担に取り組み、多様な資金需要等への対応を行い、創業・事業承継支援及び経営改善・事業再生支援に取り組む。

また、地方創生に一層の貢献を果たすための取組を実施し地域課題への対応を行う。

II 回収の合理化・効率化

債権者等の実態に則しながら回収の最大化に取り組む。連帯保証人に対して連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉に努めるとともに、管理事務停止及び求償権整理を活用する。

III 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

経営の透明性向上に取り組むとともにコンプライアンス及び危機管理の態勢維持・向上に取り組む。

IV 経営基盤の強化

業務運営の効率化に努めるとともに人材育成に取り組む。

■重点課題について

【保証部門】

I 金融機関との適切なリスク分担

① 金融機関との適切なリスク分担の推進

・四半期毎に主要金融機関の本部を訪問し、情報交換を行った。

② 中小企業からの相談への適切な対応

・資金繰り相談窓口の実績はなく、金融機関紹介の実績は1件であった。
・事業者向けのチラシを作成し、協会独自制度のチラシと共に地方公共団体、商工会議所等訪問時に配布した。

II 多様な資金需要への対応

① 中小企業の多様なニーズへの対応

・4月より申込時に徴求する印鑑証明書について、写しによる取扱いを開始した。
・4月に協会独自保証制度、10月に提携保証の改定を行った。
・7月にCRD協会から講師を招き、M o S Sについて研修を行った。
・9月に二つの協会独自保証制度を創設した。
・現地調査、面談の実施について、実施割合は6.3%（前年度5.4%）で、うち初回申込時は27.1%（前年度27.5%）であった。
・審査能力向上のため、15名を外部研修へ派遣した。また、21名が通信教育を受講した。

② 保証利用度の向上

・新規先保証推進キャンペーンを前年度に引き続き実施した。
・「感謝状贈呈店舗選定基準」の見直しを行い、金融機関へ周知を行った。
・商工関係団体等の関係会議には原則として毎回出席した。
・創業連携の取組として、7市4町及び商工会議所等を訪問し、意見交換を行った。
・ノベルティグッズとして、ボールペンとウェットティッシュを作成し、配布を行った。
・8月に「HANDY MANUAL」を作成し、金融機関へ配布を行った。

③ 地域金融機関との連携強化

・経営者保証を求めない取組について内部周知を行った。また、主要金融機関の本部訪問時にも同様の説明を行った。
・事務打合せ会を4金融機関と7回開催した。
・金融機関営業店を訪問し、情報交換を行った。

④ 地域課題への対応

・6月に香川県との間で事業承継制度及び農業ビジネス保証制度について、12月に観音寺市、三豊市との間で農業ビジネス保証制度について意見交換を行った。
・官民ファンドへの出資を合計で9件、2,835千円行った。
・8月に金融機関主催のインバウンドセミナーに参加し、2月に香川県観光協会及び各支援機関とインバウンドセミナーを共催した。

【期中管理・経営支援部門】

- ① 早期の実態把握と適正管理
 - ・毎月、延滞データを保証課、経営支援課に周知し、各課で状況把握を行った。
- ② 「経営支援強化促進補助金」の活用
 - ・経営相談を11件、創業後相談を2件実施した。
 - ・経営改善計画を23件委嘱した。(うち4件取り下げ)
 - ・2017年度までに作成した改善計画の実行支援を45件完了した。
 - ・創業計画策定支援を2件実施した。
- ③ 「経営サポート会議」の活用
 - ・経営サポート会議を55回開催した。
- ④ 創業・事業承継支援
 - ・日本政策金融公庫を訪問し、意見交換を行った。
 - ・創業塾(かがわ産業支援財団、三豊市、高松市、坂出市)へ講師を派遣した。
 - ・創業支援において、4件の協調融資を行った。(保証付融資額合計:16,500千円)
 - ・事業引継センターを訪問し、意見交換を行った。
 - ・事業承継ネットワーク会議へ出席した。
- ⑤ 経営改善・事業再生支援
 - ・事業再生計画実施関連の実績は14件、106,508千円であり、うち11件でプロパーとの協調融資を行った。
 - ・再生支援協議会との定例会を10回開催した。
 - ・保証課所管の大口緩和顧客について、状況に応じて経営支援課へ移管し、最適な経営改善支援の検討を行った。
 - ・経営力強化保証の実績は26件、659,364千円であり、うちプロパーとの協調融資を7件行った。
 - ・経営者保証に関するガイドラインを活用し、代表者を保証人とししない保証を13件、保証人の保証契約の解除を19件行った。

【回収部門】

- ① 早期に実態を把握し回収方針を決定し、進捗を管理
 - ・毎月の代位弁済企業について、早期に回収担当者を決定。債務者の初回呼出し前に管理職と回収担当者のヒアリングを行い、回収方針を決定する取り組みを継続して行っている。
 - ・求償権消滅保証は、1企業につき再生計画に基づき、実施した。
- ② 連帯保証債務免除ガイドラインに基づく交渉
 - ・1企業につき、連帯保証債務免除ガイドラインに基づき実施した。
- ③ 管理事務停止及び求償権整理
 - ・管理職が回収担当者と求償権の全件ヒアリングを行う中で、管理事務停止についても意見交換するなどして、管理事務停止を95企業、207件実施した。
 - ・求償権整理可能な案件につき、329企業、623件実施した。

【間接部門】

- ① 経営の透明性の一層の向上
 - ・4月に各理事を訪問した際に、理事会出席について依頼等を行った。
 - ・経営管理会議において、「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行った。
- ② コンプライアンス意識の維持、向上
 - ・6事案に関して反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止、排除に努めた。
 - ・コンプライアンス意識の維持、向上のため6文書を発出した。
 - ・研修を3回(外部講師2回、内部講師1回)行った。
- ③ 事業継続計画等の適正な運用
 - ・四国ブロックにおける危機対応時の体制整備のため、四国4県の信用保証協会、四国ブロックにおける危機対応時の申し合せを行った。
 - ・危機発生を想定した訓練を行った。
 - ・災害初期対応のためのハンドブックを策定した。
- ④ 厳しい経営環境を踏まえた効率的な業務執行体制の構築
 - ・4月に保証部門と経営支援部門を統合し、事業部とする機構改革を行った。
 - ・四半期ごとに経営管理会議で業務費の執行状況を報告し、確認を受けた。

⑤ 職員の能力開発、資質向上

- ・延べ40名を連合会等の研修に派遣し、延べ45名が通信教育を受講した。
- ・業務執行について内部文書を発出し、接遇の意識向上を図った。

■収支計画について

収支差額は△75百万円と見込んでいたが、以下の要因により、67百万円の実績となった。

- ①経常収入は対計画比98.0%であったが、経常支出において、業務費が対計画比87.7%、金額で87百万円下回った。この結果、経常収支差額の計画額△24百万円が53百万円の実績となった。
- ②経常外収入のうち求償権補てん金戻入が対計画比115.0%、金額で1億64百万円上回り、経常外支出は求償権償却が対計画比107.7%、金額で94百万円上回ったが、責任準備金繰入が対計画比95.3%、金額で21百万円下回り、求償権償却準備金繰入が対計画比91.6%、金額で9百万円下回った結果、経常外収支差額の計画額△91百万円が△3百万円の実績となった。
- ③制度改革促進基金取崩額は責任共有負担金方式に係る求償権償却額が32百万円となったことにより、対計画比40.1%、金額で24百万円下回った。

■財務計画について

基金準備金は、前年度末に比べ33百万円増加し80億10百万円となった。この結果、基本財産総額は、前年度末に比べ33百万円増加し142億92百万円となった。

●外部評価委員会の意見等

1. 保証推進

協会独自制度の創設や拡充、自治体・商工関係団体等との連携や広報活動など保証利用の促進に注力していますが、保証承諾・保証債務残高ともに計画額を下回り、依然、保証債務残高は減少傾向にあります。今後も厳しい環境が続くと思料されますが、健全経営維持の観点も踏まえて、これまでと同様に地道な取り組みを続けて下さい。

2. 経営支援

国の補助金を活用した経営支援対策費補助事業に注力し、経営改善、事業再生、創業等、経営支援全般にわたり積極的に取り組まれたことは評価できます。引き続き関係団体と連携・協調して創業・事業承継支援の拡充を図りつつ、「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」や「経営サポート会議」を活用して、公的性格を最大限に発揮した経営支援に一層努めて下さい。

3. 金融機関との連携

金融機関担当者との事務打合せ会の開催や営業店訪問による情報交換など、保証推進、経営支援に当たって金融機関との連携の強化に努められたことは評価できます。これからも地域経済の発展を支えていくために、一層の金融機関との連携の深化に努めて下さい。

4. 回収

無担保かつ第三者保証人のいない求償権が増加する中で、概ね計画通りの結果となったことは評価します。引き続き、適切な法的手続きの実施や回収担当者の能力向上など、効率的・効果的な回収に努めて下さい。

5. コンプライアンス

内部・外部講師による役職員向け研修の実施など、コンプライアンス意識の維持・向上、反社会的勢力対応の充実・強化に取り組まれています。コンプライアンスプログラムの計画的な実施と管理により、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めて下さい。

6. 健全経営の維持

当面の財務基盤は安定していますが、今後については、保証量の減少に起因して厳しい収支状況が続くことが予想されます。長期的な健全経営の維持に向けて、人材育成に注力するなど組織的な体力強化に努めて下さい。

第5次中期事業計画(2018年度～2020年度)(要約)

業務運営方針

「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」

中小企業に寄り添い、金融機関との対話を通じて、金融機関とともに金融・経営支援を推し進めます。

地域経済の活性化のために、金融機関や経営支援機関等と連携・協調して、中小企業の経営の改善発達を支援します。

I 企業実態に応じた支援

1. 金融機関との適切なリスク分担

保証付融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせるなど適切な対応を行います。

日常的に金融機関と対話を行い、より一層緊密な連携体制の構築に努めます。

2. 多様な資金需要等への対応

多様な資金需要に的確かつ迅速に対応するための内部体制づくりに努めます。

経営者保証を不要とする取組については、経営者保証ガイドラインに則って適切に対応します。

3. 創業・事業承継支援

金融機関や関係機関との連携・協力をより強化します。

4. 経営改善・事業再生支援

経営改善や事業再生への寄与を着実にすべく、「中小企業再生支援ネットワーク推進会議」と連携・協力します。

5. 地域課題への対応

地方創生に一層の貢献を果たすため、地方公共団体や金融機関等と連携・協力を行います。

II 回収の合理化・効率化

回収の最大化を図りつつ、連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉を行います。

III 経営管理態勢(ガバナンス)の充実

1. 経営の透明性

重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

2. コンプライアンス

役職員の意識の維持、向上と組織としての態勢の充実に努めます。

3. 危機管理

事業継続計画等の適正な運用に努めます。

IV 経営基盤の強化

1. 業務の運営の効率化

効率的な業務執行体制の構築や業務の見直しに努めます。

2. 人材育成

能力開発、資質の向上のための研修の充実に努めます。

2019年度経営計画（要約）

1. 経営方針

業務運営方針

「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本として、2018年4月からの信用補完制度の見直し内容を踏まえた各種取組をより深化させ、さらに将来を見据えた業務運営に努めます。このため日常的な金融機関との対話を通じて、中小企業のニーズを把握し、その実態に応じた金融・経営支援を押し進めます。

また、地方公共団体、金融機関及び経営支援機関等との連携・協調を一層強化し、実効性のある支援体制を構築することにより、地域経済の活性化に寄与します。

I 企業実態に応じた支援

金融機関とより連携を深め、多様な資金需要等への対応を行います。

また、地方創生に貢献するため、引き続き創業・事業承継支援及び経営改善・事業再生支援等に取り組みます。

II 回収の合理化・効率化

回収の最大化に取り組みます。

連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉に努めます。

III 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

経営の透明性向上、コンプライアンス及び危機管理の態勢維持・向上に取り組みます。

IV 経営基盤の強化

業務運営の効率化、人材育成に取り組みます。

2. 重点課題

【保証部門】

I. ① 金融機関と連携した中小企業支援の推進

- ・ 信用保証の適切な利用について理解を求めつつ、連携・協調した取組を深めていきます。
 - ・ 金融機関の支援状況の把握に努め、情報の蓄積とともに適時適切な支援を行います。
- #### ② 地域金融機関との連携強化と信頼関係の構築
- ・ 金融機関との研修会や店舗訪問を通して、信頼関係を構築します。
 - ・ 経営者保証を求めない取組について、金融機関の支援状況を確認しながら適切に対応します。

II. ① 中小企業の多様なニーズへの対応

- ・ ニーズに対し迅速に応えるために、マニュアル整備、業務の見直しを不断に行います。
- ・ 金融機関との事前相談を見直し、審査の効率化、迅速化に努めます。
- ・ 中小企業からの種々の相談に対して、最適最善かつ丁寧な対応を行います。

② 協会の認知度と保証利用度の向上

- ・ 中小企業や金融機関へ情報発信を行い、協会の認知度向上・利用企業者の拡大を図ります。
- ・ 事務手続の効率化を図り、中小企業へのタイムリーな支援ができるように取り組みます。
- ・ 商工関係団体等との情報交換に努め、保証利用の利便性を高める取組を行います。

③ 地方創生への取組

- ・ 地域活性化のため、地公体制度や「インバウンドビジネス推進保証」などの利用促進を図ります。
- ・ 商工関係団体とのセミナーの共催、講師派遣を通じ地域課題への対応に参加します。
- ・ 官民ファンドへの出資を行うとともにファンド支援企業の支援に積極的に関わります。

【期中管理・経営支援部門】

① 早期の実態把握と適正管理

- ・ 延滞先について、事故になる以前の段階からフォローしていきます。

- ② 「経営支援強化促進補助金」の活用
 - ・ 中小企業診断士による経営相談及び創業後相談、専門家による経営改善計画の策定支援、実行支援、ならびに認定経営革新等支援機関の税理士による創業計画策定支援を行います。
- ③ 「経営サポート会議」の活用
 - ・ 「経営サポート会議」を積極的に活用します。
- ④ 創業・事業承継支援
 - ・ 創業計画策定段階からの検討・協議に努めます。
 - ・ 金融機関のプロパー融資と協調する保証の取組を推進します。
 - ・ 事業承継ネットワークとの連携・協力を維持・強化します。
- ⑤ 経営改善・事業再生支援
 - ・ 専門家派遣を活用した経営改善支援に取り組みます。
 - ・ 個別企業の実情を勘案したきめ細かな対応に留意します。
 - ・ 経営改善に資する保証制度の活用に積極的に取り組みます。
 - ・ 経営者保証についてガイドラインに則った運用を行います。
 - ・ 経営支援の効果検証、取組改善のため経営支援に係るデータの蓄積を行います。
- ⑥ 早期事故案件についての情報共有
 - ・ 早期事故については、事業部と管理部にて情報共有を行い、必要があれば経営支援を行います。

【回収部門】

- ① 早期実態把握による回収の効率化
 - ・ 債務者等の初動調査を早期に着手します。
- ② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化
 - ・ 債務者等との交渉機会を増やし、回収を促進します。また、状況に応じて必要な法的措置を行います。
 - ・ 「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を検討します。

【間接部門】

- ① 経営の透明性の一層の向上
 - ・ 「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行うとともに、組織全体で共有します。
- ② コンプライアンス意識の向上
 - ・ 内部検査を踏まえた適正な業務執行に不断に取り組みます。
 - ・ 「コンプライアンス・プログラム」の適切な実行に努めます。
 - ・ 反社会的勢力等への対応については、情報共有を適切に行うとともに警察等関係機関と連携し、取引の未然防止、排除に努めます。
- ③ 危機管理体制の整備
 - ・ 事業継続計画発動を想定した訓練を実施し、体制の検証、整備に取り組みます。
- ④ 厳しい経営環境を踏まえた効率的な業務執行体制の構築
 - ・ 「組織・人員管理基本方針」の適切な進行管理に努めます。
 - ・ 財務基盤維持のため、コスト意識をもって業務の効率化を図ります。
- ⑤ 職員の能力開発
 - ・ 人材育成のため、研修の充実を図るとともに、人事考課・自己申告制度の適正な運用に努めます。
 - ・ 公的機関職員として使命感・責任感を持って中小企業のために働きがいのある職場環境づくりに努めます。
 - ・ 役職員が長期的な方向感を共有することにより、業務運営への参加意欲向上を図ります。
- ⑥ 広報の充実
 - ・ 協会創立70周年を迎えるに当たり、より一層の協会認知度向上のため情報発信に努めます。
 - ・ ホームページ等を活用し、お客様が理解しやすい情報発信に努めます。

コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は2009年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

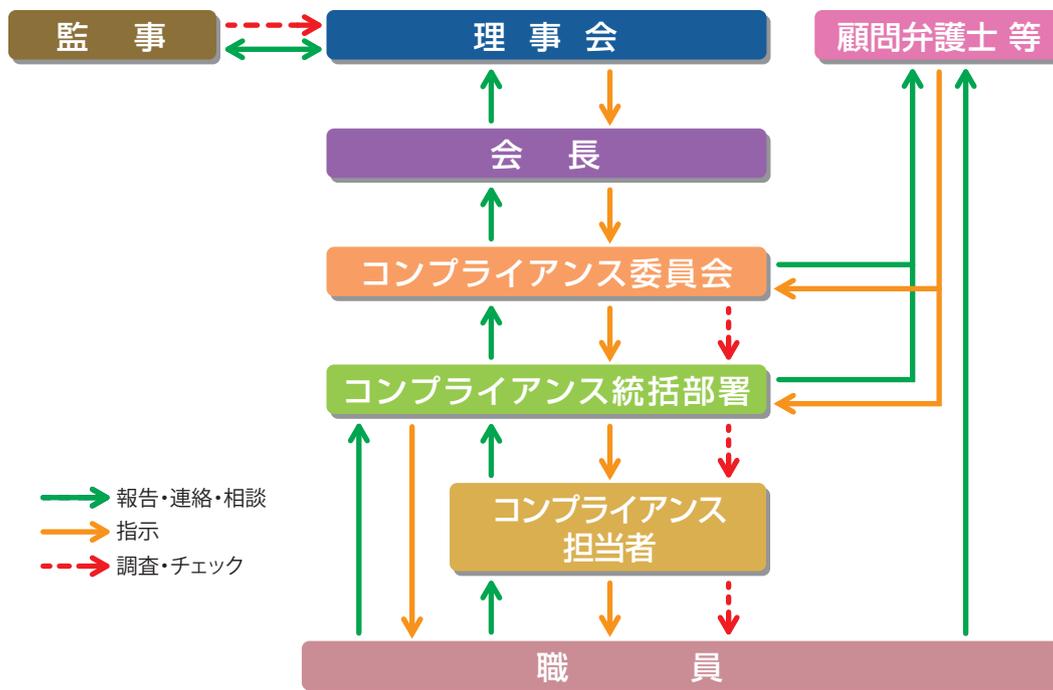
公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。



個人情報保護

個人情報宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和 28.8.10 法律第 196 号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、「個人情報保護法」第 23 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（又は郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書 1 枚につき 500 円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を「個人情報保護法」第 23 条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目 2 番 2 - 101 号
電話番号	087 - 851 - 0061
部 署 名	総務部 総務課

役員・組織図

役員一覧

役員名	氏名	公職
会長	天雲俊夫	
専務理事	合田隆行	
常務理事	泉川雅俊	
常勤理事	石丸正明	
理事	浅野浩司	県商工労働部長
理事	平岡政典	善通寺市長
理事	白川晴司	観音寺市長
理事	山下昭史	三豊市長
理事	谷川俊博	県町村会会長
理事	森田紘一	前県商工会議所連合会副会長
理事	篠原公七	県商工会連合会会長
理事	国東照正	県中小企業団体中央会会長
理事	藤村晶彦	百十四銀行取締役常務執行役員
理事	近石政義	香川銀行常務取締役
理事	西明寺康典	中国銀行常務執行役員四国地区本部長
理事	大橋和夫	高松信用金庫理事長
理事	伊藤晋	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	梶原昌幸	
監事	新佐耕二	日本公認会計士協会四国会顧問
監事	水谷正裕	観音寺市民会館館長
顧問	小牧義弘	日本銀行高松支店長

(2019年8月22日現在)

組織と事務分掌

